

令和 3 年 1 月 22 日

愛知県中小企業団体中央会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の雇用情勢については、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる状況にあります。愛知県においても令和 2 年 11 月の有効求人倍率は 1.02 倍で前月から横ばいで推移しており、より一層注意する必要がある状況です。

また、令和 3 年 1 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。愛知県も 1 月 14 日より緊急事態宣言の対象地域に追加され、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を一層注視する必要がある状況であり、今後、労働者派遣契約の更新が多くなる年度末の時期となっていくため、契約の不更新等が多く発生することが危惧されます。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる派遣労働者の雇用維持等に関する要請について、厚生労働大臣から経済団体の長に対し、令和 3 年 1 月 14 日付けで、別紙のとおり要請を行ったところです。

当該要請にもあるとおり、派遣労働者の雇用の維持を図るためには派遣先における対応が必要不可欠であり、貴団体におかれては、下記の事項についての御対応をこの機会に強く会員企業に働きかけていただくようお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉に当たっては、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 138 号）の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

愛知労働局長
伊藤 正史

